

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成30年2月16日（金）13:15～13:53

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授

座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表

委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

近江 愛子 法務省入国管理局総務課企画室長

赤松 俊彦 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長

<提案者>

松原 英憲 東京都政策企画局調整部国家戦略特区推進担当部長

塩飽 真依子 東京都政策企画局調整部渉外課主任

<事務局>

河村 正人 内閣府地方創生推進事務局長

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

小谷 敦 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 フィンテック分野における外国人材の受入れ促進について

3 閉会

○小谷参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループによるヒアリング、まず、今日の一つ目です。三者ヒアリングになります。フィンテック分野における外国人材の受入れ促進について、法務省、厚生労働省、東京都の皆様に来ていただいております。

それでは、八田座長よろしくお願いたします。

○八田座長 どうもお忙しいところお越しくださしまして、ありがとうございました。

それでは、どのような順番で御説明いただきましょうか。

○近江室長 法務省から。

○八田座長 それでは、法務省からよろしく願いいたします。

○近江室長 法務省です。今日はよろしく願いいたします。

お手元に、二つ資料をお配りしております。まず、1番上にごございます「金融外国人材等の受入れ促進のための高度人材ポイント制の特別加算措置について」を御説明申し上げます。

昨年の未来投資戦略においても、フィンテック分野等における外国人材の受入れ促進ということで、特別加算措置を可能な限り速やかに講ずることが決定されております。

その前にはなりますが、昨年4月に東京都からも御要望をいただいております、高度金融人材を対象とする高度人材ポイント制の特別加算措置を創設ということを御提言いただきました。

その結果、下にごございますが、特別加算措置の追加というところで、国家戦略特別区域高度人材外国人受入れ促進事業というものをポイント制度の中に新規追加いたしまして、この制度の当該事業の対象となる企業で働く外国人につきましては、ボーナスポイントとして10点を加算したいと思っております。

加算措置になる事業については、下のほうに書いてございますが、高度人材外国人の受入れを促進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る事業ということといたしまして、実際、もうやるという方向で準備を進めてございます。今、各省と協議をしておりますけれども、もうすぐになるかと思っておりますが、年度内にパブリックコメントを開始いたしまして、最速にはなりますが、今年4月、来年度当初に何とか施行できればということで、今準備を進めておるといふ御報告でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、厚生労働省は何か御説明はありますか。

○赤松課長 いいえ。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、今のお答えに対して、東京都から御見解をお願いします。

○松原部長 当方の提案につきまして、御検討いただきましてありがとうございます。

1点だけ、当初、中小企業については20ポイントでお願いしたいという提案をしていたところでございます。特に、今日の資料の中の東京都のアクセラレータプログラムを修了した企業、こちらが、我々が調べたところ中小企業がやはり多いということと、このアクセラレータプログラムに参加される企業が、例えば、フィンテックなど最近出てきたような企業でございますので、職歴が短かかったりとか、実は年収もそれほど多くないとか、場合によっては、学歴も大学に行っていないという場合もありまして、まだ今、本年度アクセラレータプログラムに参加した企業に調査をかけておりまして、場合によっては、プラス20ポイントがないとなかなか厳しいのかなというところがございまして、今、当方の

ほうで調査をかけておりますので、また調査結果が出たところで、この中小企業部分についての更なるポイントアップのところを御検討いただければありがたいなと考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○近江室長 ありがとうございます。

ポイントの全体の考え方にはなるのですけれども、今回の対象となる事業として真ん中に書いてございますが、補助金の交付とかそれに準ずる方法において支援するという、なるべくたくさんの方々に使っていただけるようにというところで、直接雇用しているというわけではなく、支援を何らかの形で受けているということで、一応幅広い対象にしておりまして、そういう幅広いということもありますので、特別加算としては、他のイノベーションの関係の支援措置とも重複加算もできるかなと考えまして、今回バランスも考えまして、10点加算ということで今のところ考えている状況でございますが、また、調査された結果なども共有いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、調査の結果次第では反映する可能性もあるということですね。

委員の方からは、御質問やコメントはございますか。

今のところまだないようなので、私の方から伺います。中小企業とそうでないところと、活用するとして、割合ではどのくらいになりそうなのですか。

○松原部長 資料の中で、真ん中の東京都からの要望のところで三つ対象のポツがございますけれども、上のポツについては、おおむね大企業が多いかなと考えておりますが、アクセラレータプログラムにつきましては、スタートアップ企業が事業計画のブラッシュアップ等を行うことによって、都内進出を促進していく事業でございますので、ほぼ100%中小企業かと考えております。

○八田座長 そうすると、この三つのカテゴリーのうち真ん中は人数としてはどのくらいの割合なのですか。候補になり得るといふ方たちの人数です。大体でいいです。

○松原部長 10人未満ぐらい。

○八田座長 上のはどのくらいの数になりそうですか。

○松原部長 手元にありませんので、後ほど御報告させていただきたいと思えます。

○八田座長 おおよそ、どのくらいの幅か。

○松原部長 100を超えるところもございます。

○八田座長 では、ものすごく大きいわけですね。今回の法務省の回答はかなり大きなところに影響があると言えるわけですね。

分かりました。

○松原部長 特に中小企業のほうに影響があるかと思えます。

○八田座長 中小企業がアクセラレータプログラムのほうですね。

○松原部長 そうです。

○八田座長 ですから、そのところも何とか配慮してほしいということだけれども、ちょっと調整しましょうと。その際に、今法務省としては、他の制度も利用して、結果的には20点になるということもあり得るだろうから、そういう可能性もチェックしてほしいという御希望があるのではないかと思いますので、そこはどのような制度が利用可能かということも御相談いただければと思います。

ほかにございませんか。事務局からは。

○村上審議官 大丈夫です。

○八田座長 それでは、どうもありがとうございました。

○近江室長 もう一つございます。2枚目でございます。

それでは、次の資料でございますが、高度外国人材の今度は親と家事使用人の帯同要件ということで、優遇措置についての御要望かと思えます。

まず、上段のほうが親の帯同要件で、下のほうが家事使用人でございます。

まずは、親の帯同のほうからなのですけれども、私どもと東京都とうまく話ができてなくて、私たちが勘違いしていたところもあります。親の帯同については、親の要件のところを要望しているということで、年収要件については特に要望されていないということ聞きまして、資料を間違えて作ってしまったのですけれども、下の親の要件のところを御説明させていただきます。

現行は、親の帯同の要件は、7歳未満の子どもを養育すること又は配偶者などが妊娠中に、その介助、家事その他必要な支援を行うことが現行の要件になってございます。

これは過去、平成25年に一度見直しを行っておりまして、その際に、年齢の3歳から5歳の引き上げ、あと、今までは養育だけだったのですが、妊娠中ということも追加をしたということで、これまで要件の緩和をやってまいりました。

東京都からの御要望ですけれども、この要件の緩和または撤廃を要望されていまして、高齢の親の面倒を見たいという要望が強いというところをいただいております。

法務省の検討ですが、親の帯同につきましては、育児支援という観点からの優遇措置になっておりますので、親の面倒を見るということについては、今回の優遇措置の中に入っていないのではないかと考えております。

一方、一般的に高齢の親の面倒を見たいというのは、高度外国人材以外の方からもたくさんございまして、現在は、在留資格上はきちんと在留資格があるわけではないのですけれども、年老いた御両親をどうしても面倒を見なければいけないという外国人の方々に対して、現行の取扱いにおきましても、人道的見地というところで、特定活動の在留資格を個々の方々の御事情に応じて認めている場合もありますので、ここにつきましては、高度人材の方も同じような形で、例えば、もう誰も面倒を見る人がいなく、1人で国にいらっしゃるなど、そういう事情がある方につきましては、また御相談をいただいて、個々の対応という形で審査をさせていただけると考えております。

下の家事使用人の帯同要件につきましても、私たちの勘違いでございまして、御要望い

ただいておりますのは2番目の人数要件の緩和と、あとは、一番下の家事使用人の要件、家庭事情型の要件の緩和というところをいただいております。

人数につきまして、1人ということですが、2人または子どもの人数に応じてという御要望をいただいております。

私どもの検討といたしましては、そもそも年収要件が1,000万円以上の方がこの制度を使えるのですけれども、通常、家事使用人の方をお雇いになりますと、大体日本人と同等程度の給与が必要でございますので、全部入れまして月額40万程度の経費がかかろうかと思っております。

そういたしますと、大体、年480万は家事使用人の方のお給料でかかるということになりますので、それを2人という形になりますと、1,000万円程度であればかなり厳しいのではないかと考えておまして、年収要件を上げることにつきましては、家族の方々も含めて、安定的な生活を維持できる要件が満たされないのではないかと考えております。

もう一つ、我が国の労働市場への影響等についてもあるのではないかと考えております。

一番下の家事使用人の要件でございますが、現在の要件といたしましては、家庭の事情としまして、13歳未満の子ども、あと病気により日常の家事に従事できない配偶者を有することが要件になっておまして、年齢要件の撤廃又は18歳未満への引き上げということを御要望いただいております。

私どもの検討の結果でございますけれども、現在13歳ということで切ってはいるのですけれども、日本にいる間にお子さんが13歳を超えたとしても、家事使用人の方は特別に引き続き在留を認めているということで、そういう場合につきましては、継続的な雇用を認めているという状況になっておまして、その部分については配慮しているということを申し上げたいと思っております。

もう一つは同じでございますが、労働市場への影響等も想定されるということで、現時点では申し訳ございませんが、人数要件と家事使用人の要件の緩和については、対応は困難であると考えております。

法務省からは以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

厚生労働省からどうぞ。

○赤松課長 厚生労働省でございます。

東京都からの御提案について、私どもはまず、親の帯同にかかる部分につきまして、いささか心配しておる点は、両親が御高齢であるということは、日本人でもそうですけれども、医療の問題とか介護の問題は当然年を重ねると出てまいります。そういった中で、国民負担のことを少し心配しております。医療保険、介護保険は御案内のとおり、保険料で賄う部分が半分ございます。残りは国民負担と税金、自治体と国費と都道府県費、市町村費で賄っている部分が半分というのが、ざっくりとした負担割合になっております。

そういった中で、座長がおっしゃったこととも関係するのですが、どの程度の影響が出

るのかというところは、よく精査をする必要があるというのが問題意識でございます。

もう一つの点でございますけれども、家事使用人の帯同につきましては、先ほど、法務省から御説明がありましたとおり、家事使用で働かされている方の月収でいえば、月20万円程度、1人20万円程度となりますので、もし複数名ということであれば、その場合は年収要件も上がってくるのではないかと率直に思います。年収要件を引き下げるのではなくて、その家事使用の方が通常の生活を行っていく上で、最低限確保しなければいけない金額を払っていただける額を、その能力があるということで、そここのところは人数要件を上げれば、それに伴って年収要件にも関係してくるのではないかと考えてございます。

労働市場への影響については、需給関係は家政婦とかは求人倍率は1倍を超える状況にございます。また、フィンテックの関係と言いますか、先般の国家戦略特区で家事支援人材の積極的な受入れについて、東京都、神奈川県も始められておられますけれども、その際の視点としましては、女性の活躍であったり、海外の高度金融人材の受入れに資するというので、進められると承知しております。

今受け入れていらっしゃる家事支援人材の方々の活用などもあり得るのではないかと考えております。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、東京都から何かありますか。

○松原部長 ありがとうございます。

まず、親の帯同要件についてでございますが、先ほど、現行の取扱いにおいても人道的見地から個別の事情を勘案して、在留を認める場合があるということで、これは我々も初めて知ったのですけれども、おそらくこれは裁量でやられているのかなと思うのですが、例えば、こういうのを明文化して、基準化して、自分の親を帯同できるのかどうかというのが事前に分かるような形にできないのかなと東京都としては思うところでございます。

それから、家事使用人の帯同要件についてでございますが、まず、人数要件でございます。これについては、おっしゃっているとおり、年収要件に影響があるのではないかと考えてございます。そここのところは我々も確かにそうかなと思うところでございます。

例えば、今報酬要件が1人当たり20万以上ということになっておりますので、2人にした場合には20掛ける120の240で、今1,000万のところを1,240万にするとか、そういう形では考えられないのかなと考えるところでございます。

3点目の家事使用人の要件で、13歳の部分でございますが、これにつきましては、お子さんについては、13歳なので小学生ぐらいまでだと思いますけれども、中学生、高校生についてもまだ手がかかる年だと思いますので、こここのところも撤廃とまでは強くは申し上げませんが、せめて18歳未満まで引き上げることができないのかなと考えておるところでございます。

それから、先ほど家事支援外国人材のお話も出ましたけれども、こちらのほうも、我々

としては十分活用してまいりたいと思っておるところでございますが、今後、女性活躍の推進とか、あるいは高齢者の増で家事支援人材の需要は高まってくると見込まれておりますので、外国人家事支援も活用しながら、かつ、この制度も使い勝手をよくしていただくとありがたいかなと思っておるところでございます。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の方から何か御意見はありますか。

どうぞ。

○八代委員 東京都がおっしゃったように、今人道上ということで、非常に裁量的になっているものを明示化するというのと、何で親を連れてきてはいけないかというのと、これは外国人を入れるときに、日本の福祉制度を目的に来る人は、まずいわけです。逆に言えば、そういうところをチェックすればいいので、例えば、フィンテックで稼げるような人であれば、最初からそういう可能性は少ないわけで、一般的な低所得の人が入ってくるのと同じような考え方でやるのはちょっとおかしいのではないかという感じがいたします。

それから、家事使用人についても、給料が20万だからあなたはいくら要るとか、あまりにも干渉が過ぎるのではないだろうか。

家事使用人の名目で来た人が、不法に就労することが問題なのではないかということですが、そうであれば、そこをきちんとチェックすればいいわけであって、個人の間の契約について、給料から逆算してというのはあまりにもおかしいのではないか。

それから、家事使用人も、今東京都の方がおっしゃったように、別に子どもの年齢が高ければ、また逆に言えば、教育の関係で補助が要る場合もあるわけですし、個人の事情で色々あるわけで、13歳を超したらもう要らないとか、本当に細か過ぎて、一番大事なものは不法就労を防ぐという点が目的ならば、それをきちんと明記したほうがいいのではないかと思うのですが、どうなのでしょう。

○八田座長 ほかにございますか。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 親の帯同のところなのですが、八代先生とほぼ同じなのですがけれども、人道的な見地から認めているということであれば、おそらく人道的な見地から認めるべきであって、それは事前に予見可能性を持ってやってあげなければ、そもそも入って来られるかどうか分からないので、それは認めてあげるべきではないか。

おそらく、これは高度人材という形で、そこでもうフィルターがかかっているわけですから、福祉とかそういうことについてはひとまずクリアできている。育児支援について認めていращるのであれば、同じように高度人材にくっついてくるようなやむを得ない方について、しかも労働市場への影響があまり心配ないような場合については、多分、今は人道的な見地から認めて裁量的にやっているものをルール化するというだけで、かなり高度人材が入りやすくなって、日本経済にとっては良くなるのではないか。

厚生労働省が御心配になっている保険への影響で、そんなに大きな量が出るとは私は思えないので、その辺はきちんと見る必要はあるとは思いますが、高度人材という形で、そんなに保険財政にもものすごく影響があるものがあるようには思えないので、それをそんなに前面に出して主張されることについては、ちょっと理解できなかったということでもあります。

○八田座長 ほかにありますか。

阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 私も両先生のお話と同様ですが、人道的見地ということで、申請を受けて時間をかけて議論するよりも、予見可能性を持って、皆さんがこれならば大丈夫だなという形で事前に評価ができるような仕組みを取っておくべきだと思います。

それから、家族のあり方というのは基本的に文化や国々によって違うわけですから、一律の規定を国が国際的に発信することが問題でもあると思います。

特に家族と一緒に生活というのは、心身の安定ということも含めて考えれば、非常に重要なポイントなのではないかと思います。

それから、保険の問題は確かに病気になったり、手術をしなければならなくなった時にどうするかということがありますが、日本もこれから海外の患者の対応をどうするか。海外旅行の医療や傷害保険だけではなく、外国人が加入している民間医療保険を日本の医療機関でも使えるようにして欲しい等の要請もあります。

最近、JCIという医療機関の国際認証があって、日本に15か所程度認定されていますが、中国などは50機関以上取得していると聞きます。それらは米国での保険等も使える可能性も高まります。日本がどんどん遅れていくのではと危惧します。

○八田座長 それでは、私も意見を申し上げます。

大体この問題は、私はいつも孤立して、外国人の移民の方が来ることにはかなり危険性があると思っているほうなのです。

ドイツにおけるトルコからの受入れなどは、実際の労働者の増加数よりは、ドイツ在住のトルコ人の家族の数の増加がものすごく、彼らが社会保険を利用するために、財政的に大きな負担になっている。そういうことがあるから、外国人の受入れは本当に注意したほうが良いと思うのです。

要するに、全部自前でやるならば大丈夫です。例えば、医療保険は全部民間の医療保険でやってください、国のものは使えませんというならば、私はそれはそれでいいかなという気がするのですが、実際問題として、社会保険を利用するならば、相当に問題がある。

今委員の方々がおっしゃったのは、一つ人数の問題があるではないかと。あまり数が多かったら問題かもしれないけれども、少ないならば、むしろフィンテックや何かの高度人材を入れることを先に考えたらどうだということでしたけれども、私は今の親の帯同条件の何歳未満の子どもがいる、養育するとかいうのは非常に合理的な基準ではないかと思う

し、そこに人道的な配慮があるのならば、確かにそれを事前に分かりやすくするということは必要かもしれないけれども、これはまた裏をかきますから、明確化されていれば、とにかくそういうものをでっち上げていくということがあり得るので、日本人に対する情報の公開とはまるきり違うと思うのです。

大量の外国人の入学を受け入れた大学の学長に伺ったことがあるのですが、本当に信用できない推薦状がいっぱい来るといいます。虚偽の推薦状が来る。日本で情報公開を要求するのは随分違うと思うのです。私は、どうもこれは今のコンビネーションくらいで親の帯同条件のほうはいいのではないかという気がするのです。

ほかの反論を伺いたいけれども、それでも人数が極端に少ないというならばまた話は別だと思えます。

それから、家事使用人ですけれども、13歳未満の子どもに対して家事使用人を認めている。あと、伸ばしていったらば、13歳以上になったら、それはまた面倒を見てあげます。18歳にしたら18歳の後、20歳、22歳になっても認めるのかという話になる。そこは、ちょっと難しいのではないかと思うのです。

もし、本当に家事使用人が要るのならば、日本のマーケットから雇えばいいではないか。それは、外国語を使う派遣の人でも何でもいいと思いますから、そういう人を雇うということで、最低限はここでいいのではないかと私は思います。一つ、私にとってはっきりしないところは、要するに、親の帯同要件について、小さな子どもがいない場合に、どれほど明確な基準を事前に知らせておくか。そこが、ある程度のおおまかなガイドラインを示すということも今されていないとしたら、それはやることは非常に役に立つのではないかと思います。個々にこの証明書とこの証明書だけ取りなさいということにすると、危ないのではないかと思います。

○阿曾沼委員 私が申し上げたのはまさにその点で、個別の事情を勘案して行って、ブラックボックスで訳が分からないということにせず、なるべく分かりやすくして、予見可能性を持って見ていくということと、チェックするためのヒアリング項目などもはっきりさせておくということが重要だと思います。

○八田座長 原座長代理、何かありますか。

○原座長代理 いいです。

○八田座長 何かありますか。

○中川委員 私はやはり量の検証と言いますか、高度人材でそんなにたくさんの方が来るとはあまり思えないのです。トルコの例を出されましたけれども、そんなに保険財政に大きな影響があるように私は思えないのです。

○八田座長 向こうのは、必ずしも高度人材ではないですから、そこは違うところですね。

○中川委員 私は高度人材を入れるベネフィットのほうが強いのではないかという意味から、事前のルール化はしていただきたいなという気持ちです。

○八田座長 本当は公的な保険に対しても、日本人の場合には、若いときにだっと払って

いて、老後に軽い負担で受けるわけだけれども、そういうことがない人にとっては、ある意味まとまって払うという要件が本当はあったら公平なのです。

○阿曾沼委員 今、日本は外国人の医療のインバウンド受入れでは、日本人の診療報酬1点10円のところを1点20円、大学病院や専門的な病院では1点30円としています。基本的に外国人の診療は、日本人の3倍を取っているのです。なおかつ、全て自費という条件で受け入れていますから、きちんと条件を示しておく必要があるのではないかと思います。

インバウンドでの設定費用が参考になるのではないかと思います。

○八田座長 そうすると、中川先生の言われた問題が解決しますね。

東京都も、そこら辺のところを工夫されてもいいのではないかと思います。

○松原部長 高度人材の方が親の帯同条件を使う際には、結局、高度人材で認められるためには、例えば、70点で高度人材に認められますけれども、年収が1,000万より少なければゼロ点ということで、1,000万を超えて1,500万だと10点とか、年収要件も結構厳しいものがございまして、保険目的で親を連れてくるというのは、この制度に関する限りはそこまで御心配される必要はないのかなと思います。

○八田座長 途上国の人は、とにかく日本の優れた医療を得るために何でもするという人が多いです。特に、ある程度のお金持ちはそれを本当に利用したいのです。自分の国の医療を信用していないから。だから、まさに親の医療のこと、保険を得るために息子にフィンテックでもやれというくらいの可能性があると思うのです。ものすごく大きな上限だと思います。

少なくとも、ある程度明示化をできるのではないかという議論と、それから、できたら保険を実際に今自己負担をある程度させているという要件があるから、そういうことが制度として提案できれば、議論が強まるかなという気がします。

○阿曾沼委員 東京都には、都立病院や公社の病院もあったり、医療機関も十分揃っていますから、きちんとルールを作っていけばいいと思います。

○赤松課長 阿曾沼先生がおっしゃったとおり、医療ビザで入って来られるインバウンドの方とかは全額自己負担でございしますが、当然、高度人材の扶養関係に入った親御さんは保険適用になりますので、その部分について、一般的な日本人であれば、平均してみると、75歳以上の方で年間100万円弱ぐらいの給付がございまして。そういったところの半分の財源は保険料、半分の財源は国費と都道府県費、市町村費という形になりますので、全ての皆様方の負担が生じるということにはございません。

○阿曾沼委員 高度人材で特別なルールを作るのか、今の一般の扶養で考えるのか。そこは色々知恵を出しながらやっていけばいいと思います。

○八田座長 非常にそう思います。

もし、特別なルールを一般の扶養ではなくて外してできるというのは、それは非常に考える余地はあるのではないのでしょうか。

○阿曾沼委員 確かに保健指導があると、それだけ色々問題があるでしょうね。

○八田座長 今の後半のことは、そういう論点があったということで、前半については、10点加算するというのは非常に大きなことだけれども、これを中小企業のところにするかについては、ちょっと調査の結果をまた御相談するということだと思えます。

それよろしいですか。

○村上審議官 はい。

○八田座長 お忙しいところ、どうもありがとうございました。